

## 第8回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年10月27日(金) 13:30～16:45

2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 A会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：芹澤(東京電力), 岩崎(関西電力), 霜垣(中部電力), 森脇(中国電力),  
福田(日本原電) (計5名)

委員代理者：三木(東北電力・飯塚), 増田(北陸電力・笈田), 堤(九州電力・田尻)  
(計3名)

常時参加者：斎藤(東京電力) (計1名)

オブザーバ：三浦(電源開発) (計1名)

欠席：奈良(北海道電力), 長尾(四国電力) (計2名)

事務局：長谷川(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料 8-1 運転・保守分科会 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 8-2 第7回防災対策指針検討会 議事録(案)

資料 8-3-1 JEAG4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」検討表

資料 8-3-2 記載要求事項対比表等作成工程(案) - C. 国内規格からの要求事項 -

資料 8-3-3 欠番

資料 8-3-4 「JEAG4102」国際規格要求基準対比検討分担及びスケジュール(案)

資料 8-4 法令要求事項の対比表 検討状況(H18年10月27日)

資料 8-5 原子力発電所の緊急時対策指針(本文スリム化案) JEAG4102-200X

資料 8-6 JEAG「原子力発電所の緊急時対策指針解説(案)」

資料 8-7-1 防災指針検討会パンチリスト

資料 8-7-2 「JEAG4102-200X」改定に係るアクションプラン

資料 8-8 JEAG4102-200X(改訂案)各電力意見集約リスト

資料 8-9 JEAG4102-200X「原子力発電所の緊急時対策指針」(案)検討状況について(中間報告)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数10名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて8名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

事務局より, 上記代理出席者及びオブザーバ参加者を紹介し, 芹澤主査より会議参加が承認された。

( 3 ) 前回議事録(案)の承認

事務局より、資料 8-2 に基づき、前回の検討会議事録(案)が紹介され、本内容で承認された。

( 4 ) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

芹澤主査より、資料 8-7-1,8-7-2 に基づき、検討会パンチリストとアクションプランの変更点・追加点が説明された。

異論の意見はなく、アクションプランの変更は了承された。

主な変更内容は、以下のとおり。

- ・パンチリストに、検討表の整理を追加した。
- ・アクションプランとしては、重点項目に対する各電力修正(案)検討の時期を来年 1 月まで遅らせる。電力統一記載案の最終調整は年度末で変わらない。原子力災害特別措置法(以下、原災法)及び原子力安全委員会指針(以下、原安委指針)の改定が進んでいないことから、規格発行のスケジュールは平成 20 年 4 月を目途とする。

増田委員代理及び堤委員代理より、8-3-2,8-3-4 に基づき、前回分担した記載要求事項対比表作成スケジュールのうち、国際規格及び国内規格のスケジュールが報告された。また、福田委員より、防災基本計画のスケジュールは資料提示していないが、分担は決めてあり、作業を着手する旨の報告があった。

異論の意見はなく、12 月末まで検討案の作成を行い、年度末には最終報告することで、スケジュール案は了承された。

齋藤常時参加者及び霜垣委員より、資料 8-3-1,8-4 に基づき、法令に関する要求事項として、原災法、電気事業法、原子炉等規制法(以下、規制法)、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(以下、省令 62 号)等について検討されていることが説明された。

議論の結果、各委員持ち帰り検討してコメントがある場合は担当者に連絡し、次回報告することとし、未検討の部分は継続検討して、次回に報告することが了承された。主な意見は、以下のとおり。

- ・原災法は規制法の特別法と位置付けられ、特別法優先の法則から原災法に基づく対応が優先となっているが、省令 62 号、電気事業法の溶接検査等はこの法則が適用できないと考えられる。

原災法では読めないが、国の指揮下で対応することになっており、緊急時は了解を得ることが必要ではないか。

- ・石油コンビナートの防災組織業務を委託で行っている例があるが、原子力防災においても考慮する必要はないか。

原子力発電所では、対応業務が広範であり、委託内容にも事業者間の差があることから統一的に考慮しなくてもよいのではないか。

齋藤常時参加者より、資料 8-5,8-8 に基づき、各委員から意見集約して検討表に落とし込んだ項目を反映した指針改定本文のスリム化案が説明された。前回以降のコメ

ントを改訂版へほぼ反映し、44 ページあったものが 23 ページにスリム化が図れたとの報告があった。

議論の結果、各委員持ち帰り検討してコメントがある場合は担当者に連絡し、次回報告することとし、運転・保守分科会ではこの改定案で報告することが了承された。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 第 3 章 原子力災害予防対策には各項目に目的があり、第 4 章 原子力災害緊急事態応急対策等には目的がない。何か違和感がある。

第 3 章の目的は解説に移行するなどの案もあるが、今後の検討事項とする。

岩崎副主査より、資料 8-6 に基づき、指針解説の改定(案)は将来的な体系変更(コード化)があった場合を考慮して、解説の部分はガイドをイメージして作成している旨の説明があった。

議論の結果、各委員持ち帰り検討してコメントがある場合は担当者に連絡し、次回報告することとし、運転・保守分科会ではこの改定案で報告することが了承された。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 解説表が後半にまとめられているが、見やすくするためには各項目毎に表記してはどうか。

解説表は数ページに及ぶものが多く、文章的には読みにくくなる。

- ・ (解説 3 . 2 緊急時の組織及び要員)の中で「掛長」とはどんな役職か。  
係長、グループ長の意味合いである。一般的な名称を検討する。
- ・ (解説 3 . 1 2 広報活動)の中で「過度にではなく「適切に恐れる」こと」とはどんなことか。

ある論説委員の表現を引用したが、出典を再確認して記載の是非を検討する。

芹澤主査より、資料 8-9 に基づき、11 月 10 日の運転・保守分科会の説明資料が説明された。

今後の予定に、原災法・原安委指針の改定を追記することとして、芹澤主査より委員に配信して了解をいただくこととしたが了承された。

#### ( 6 ) その他

- (1) 今後の予定として、運転・保守分科会終了後、保安院・防災課に指針改定案の説明と併せて、関係省庁(国交省、文科省、総理府)への対応をどうするかを相談する予定。
- (2) 次回検討会は、12 月 18 日(月)13:30 開始とした。議題は検討表及び記載要求事項対比表の検討の予定。

以上